

世田谷区告示第139号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和8年3月11日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月11日

世田谷区長 保坂展人

1 路線名

特別区道

2 指定区間

世田谷区上馬五丁目21番先から世田谷区上馬五丁目20番先まで

3 指定年月日

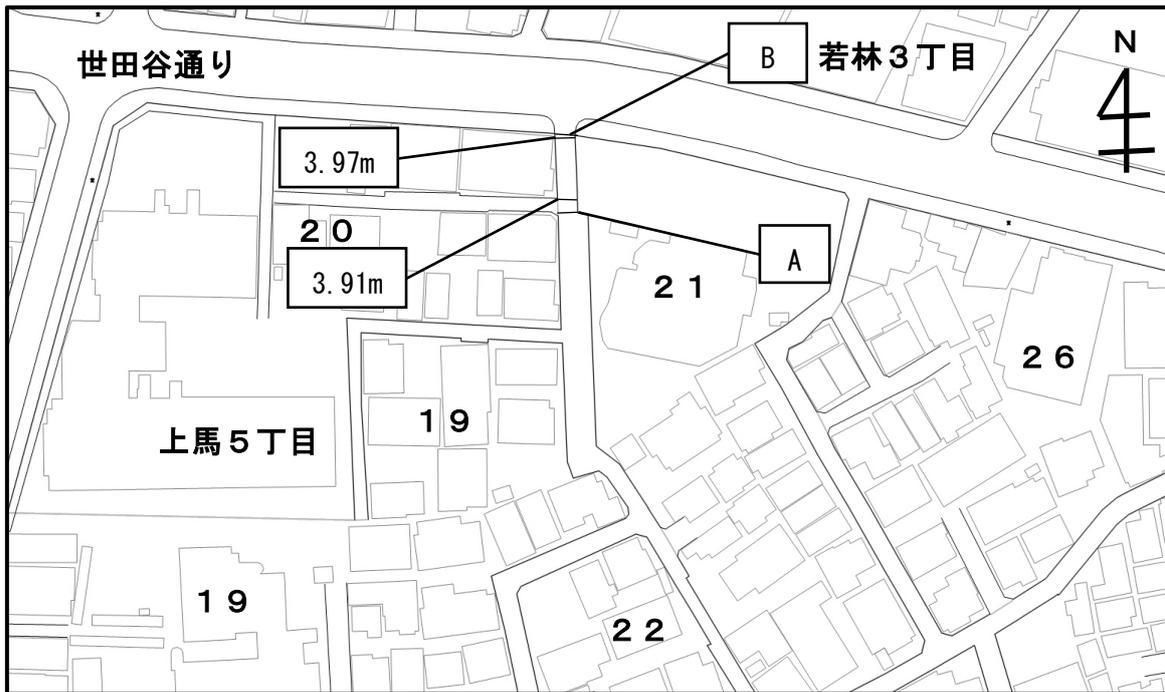
令和8年3月11日

# 案内図

世田谷区上馬五丁目 21番先から世田谷区上馬五丁目 20番先まで



# 現況幅員図及び指定区間距離図



指定区間距離 A~B → 15.3m